

石川県公報

平成 28 年 3 月 31 日 (木曜日)

号 外

(第 37 号)

目 次

規 則	訓 令
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則 (人 事 課) 1	○石川県立美術館管理規則の一部を改正する規則 (文化振興課) 4
○石川県事務委任規則の一部を改正する規則 (行政経営課) 1	○石川県文書管理規程の一部改正 (総 務 課) 4
○石川県組織規則の一部を改正する規則 (同) 2	○石川県文書例式の一部改正 (同) 5
○石川県財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課) 4	○石川県職員被服貸与規程の一部改正 (人 事 課) 5
	○グループ制に関する運営規程の一部改正 (行政経営課) 5

規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十七号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百十八号)第一条第二項の規定により規則で定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員は、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。

石川県知事	石川県知事が任命する職員
石川県議会議長	石川県議会議長が任命する職員
石川県選挙管理委員会	石川県選挙管理委員会が任命する職員
石川県代表監査委員	石川県代表監査委員が任命する職員
石川県人事委員会	石川県人事委員会が任命する職員
石川海区漁業調整委員会	石川海区漁業調整委員会が任命する職員
石川県内水面漁場管理委員会	石川県内水面漁場管理委員会が任命する職員

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十八号

石川県事務委任規則の一部を改正する規則

石川県事務委任規則(昭和三十五年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二(県総合事務所長の項第一号1中「及び第二百五十二条の六」を「第二百五十二条の六及び第二百五十二条の六の二」に改め、同号2中「の規定による」を「及び第二百五十二条の七の二の規定による市町の機関等の」に改め、同号に次のように加える。

4 第二百五十二条の十六の二の規定による市町の事務の代替執行に関する届出の受理

別表第二保健所長の項第三十二号中65を76とし、64を75とし、63を74とし、同号62中「消毒」を「検体等の提出の命令」に改め、同号中62を73とし、61を72とし、60を71とし、59を70とし、58を69とし、57を68とし、56を67とし、55を66とし、54を65とし、53を64とし、52を63とし、51を62とし、62の前に次のように加える。

60 第四十四条の七第一項の規定による検体の提出又は採取の勧告

61 第四十四条の七第三項の規定による検体の採取

別表第二保健所長の項第三十二号中50を59とし、49を58とし、48を57とし、47を56とし、46を55とし、45を54とし、44を53とし、43を52とし、42を51とし、41を50とし、40を49とし、49の前に次のように加える。

47 第三十六条第一項又は第二項の規定による通知等

48 第三十六条第四項の規定による掲示

別表第二保健所長の項第三十二号中39を46とし、38を45とし、37を44とし、36を43とし、35を42とし、34を41とし、33を40とし、40の前に次のように加える。

36 第二十六条の三第一項の規定による検体等の提出の命令

37 第二十六条の三第三項の規定による検体等の収去

38 第二十六条の四第一項の規定による検体の提出又は採取の命令

39 第二十六条の四第三項の規定による検体の採取

別表第二保健所長の項第三十二号中32を35とし、31を34とし、30を33とし、29を32とし、28を31とし、27を30とし、26を29とし、25を28とし、24を27とし、23を26とし、22を25とし、21を24とし、20を23とし、19を22とし、18を21とし、17を20とし、16を19とし、15を18とし、14を17とし、13を16とし、12を15とし、11を削り、10を14とし、9を13とし、13の前に次のように加える。

10 第十六条の三第一項の規定による検体の提出又は採取の勧告

11 第十六条の三第三項の規定による検体の採取

12 第十六条の三第五項又は第六項の規定による通知等

別表第二保健所長の項第三十二号中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

6 第十五条第三項の規定による検体等の提出又は採取の要請

別表第二保健所長の項第三十八号33中「本文」を削り、「引取り」の下に「及びその拒否」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十九号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和三十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表観光戦略推進部の項中「観光振興課、首都圏戦略課」を「観光企画課、誘客戦略課」に改め、同表農林水産部の項中「全国植樹祭推進室」を削り、同条第六項の表産業政策課の項を削り、同表経営支援課の項の次に次のように加える。

労働企画課	人材確保・定住政策推進室
-------	--------------

第六条第一項の表人事課の項第五号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、同表行政経営課の項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

5 行政不服審査制度に関すること。

第七条第一項の表障害保健福祉課の項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

6 障害者差別の解消の推進に関すること。

第八条第一項の表産業政策課の項第十一号中「確保及び」を削り、同表労働企画課の項第十五号中「雇用政策」を「人材確保」に改め、同項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

16 UIターン希望者の定住促進に関すること。

第八条第二項の表産業人材政策室の項を削り、同表に次のように加える。

人材確保・定住政策推進室	第一項の表労働企画課の項第十五号及び第十六号に掲げる事務
--------------	------------------------------

第八条の二の表観光振興課の項中「観光振興課」を「観光企画課」に改め、同項第一号中「企画の立案」を「総合的な戦略の企画立案」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

- 6 県内の魅力向上及び発信に関すること。
- 7 観光人材の育成等に関すること。

第八条の二の表首都圏戦略課の項を次のように改める。

誘客戦略課	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光誘客戦略の企画立案及び推進に関すること。 2 観光宣伝及び観光客の誘致に関すること。 3 国内での観光宣伝及び誘客の促進に関すること。 4 コンベンション等の誘致に関すること。
-------	---

第九条第一項の表農業政策課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、同表里山振興室の項に次の一号を加える。

- 11 スロートリズムの推進に関すること。

第九条第一項の表生産流通課の項中第十九号を第二十号とし、第二号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 2 米の生産調整推進対策に関すること。

第九条第一項の表農業安全課の項に次の一号を加える。

- 19 農産物検査に関すること。

第九条第一項の表全国植樹祭推進室の項を削り、同条第二項の表農業参入・経営戦略推進室の項中「第一項の表農業政策課の項第十七号から第二十二号」を「第一項の表農業政策課の項第十六号から第二十二号」に改め、同表技術管理室の項中「第一項の表農業政策課の項第四号及び第二十四号から第二十六号」を「第一項の表農業政策課の項第三号及び第二十三号から第二十五号」に改める。

第十条第一項の表建築住宅課の項に次の一号を加える。

- 29 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関すること。

第十三条第一項の表室長の項の次に次のように加える。

所長	行政情報サービスセンター	上司の命を受け、当該課内室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	--------------	-----------------------------------

第十五条第十号の表維持管理課の項3中「(昭和四十三年法律第七十四号)」及び「(昭和二十五年法律第二百九十一号)」を削り、同項10中「(昭和三十一年法律第七十九号)」を削り、同項14中「(平成十二年法律第百四号)」を削り、同表道路建設課(石川土木総合事務所を除く)の項中「中能登及び奥能登土木総合事務所に限る」を「県央土木総合事務所を除く」に改め、「公園緑地課」の下に「南加賀及び」を加え、同表都市施設課(南加賀及び県央土木総合事務所に限る)の項中「南加賀及び」及び「(県央土木総合事務所に限る)」を削り、同表建築課(石川土木総合事務所を除く)の項1中「(昭和二十五年法律第二百一号)」を削り、同項3中「(平成十七年法律第八十二号)」を削り、同項4中「(昭和二十六年法律第百九十三号)」を削り、同項5中「(昭和四十三年法律第百号)」を削り、同項13中「(平成七年法律第百二十三号)」を削り、同項に次のように加える。

- 14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関すること(南加賀土木総合事務所にあつては加賀市及び能美市の区域(建築基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物に係るものに限る)並びに小松市の区域を、県央土木総合事務所にあつては金沢市の区域を、中能登土木総合事務所にあつては七尾市の区域を除く)。

第十五条第十号の表備考2の表建築課(津幡土木事務所に限る)の項に次のように加える。

- 14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関すること。

第十六条第一号の表石川県立美術館の項3中「の指導」を「並びにその調査、研究及び指導」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 美術館の所掌する事務を分担させるため、金沢市出羽町に文化財保存修復工房を置く。

第十六条第七号の表備考中「泉保育所」を「泉子ども園」に改める。

第十九条第四項中「農林事務所」の下に「、砂丘地農業研究センター、能登畜産センター、石川ウッドセンター」を加え、「泉保育所」を「文化財保存修復工房、泉子ども園」に改め、「、砂丘地農業研究センター、能登畜産センター、石川ウッドセンター」を削り、「長(地域センター)」の下に「、砂丘地農業研究センター、能登畜産センター、石川ウッドセンター、文化財保存修復工房」を加え、同条第十五項の表保育専門学園の項中「主任保育士」を「主任保育教諭」に改める。

別表第一第一号の表石川県職員委員会の項の次に次のように加える。

石川県行政不服審査会	行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第一項の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	行政経営課
------------	--	-------

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十号

石川県財務規則の一部を改正する規則

石川県財務規則(昭和三十八年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十二条に次の一号を加える。

十八 株式会社ゆうちょ銀行へ支払う収納事務に要する経費

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県立美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十一号

石川県立美術館管理規則の一部を改正する規則

石川県立美術館管理規則(平成八年石川県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「とし、広坂別館の開館時間は午前九時から午後五時まで」を削る。

第十条第一項中「、広坂別館ホール、広坂別館会議室又は広坂別館小会議室」を「又は広坂別館多目的室」に改める。

別記様式第二号及び別記様式第五号中「広坂別館ホール、広坂別館会議室、広坂別館小会議室」を「広坂別館多目的室」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓 令

石川県訓令第3号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県文書管理規程(平成14年石川県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第11条第2項第3号及び第12条第2項第4号中「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

別表第 1 中「 | | 観光振興課 | 観 振 | 」を
 「 | | 観光企画課 | 観 企 | 」に、「首都圏戦略課」を「誘客戦略課」に改め、
 「 | | 全国植樹祭推進室 | 植 樹 | 」を削る。

附 則
 この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

石川県訓令第 4 号

庁 中 一 般
 出 先 機 関

石川県文書例式（平成14年石川県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。
 平成28年 3 月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第 5 条第 5 号中「(異議申立て)」を削り、同号イ中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改める。

第 7 条第 3 号ウ中「、異議申立書」及び「、決定書」を削る。

別表第 1 中「60日」を「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

別表第 2 契約文例 1、契約文例 2、契約文例 9 及び契約文例11中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

附 則
 この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

石川県訓令第 5 号

庁 中 一 般
 出 先 機 関

石川県職員被服貸与規程（昭和37年石川県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。
 平成28年 3 月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第 1 の 8 の項中「保育士」を「保育教諭」に改める。

附 則
 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

石川県訓令第 6 号

庁 中 一 般
 出 先 機 関

グループ制に関する運営規程（平成17年石川県訓令第11号）の一部を次のように改正する。
 平成28年 3 月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第 1 企画振興部の部企画課の項中「、計画グループ」を削り、同部中

地域振興課	地域づくり支援グループ、移住推進グループ	」を に改め、
地域振興課	地域づくり支援グループ、移住推進グループ	
空港企画課	管理・空港整備・航空貨物グループ、小松空港利用促進グループ、能登空港利用促進グループ	

同表少子化対策監室の部子ども政策担当の項中「企画管理グループ、次世代グループ、健全育成グループ」を「子ども

も・子育て企画グループ、結婚支援・ワークライフバランス推進グループ、子ども健全育成グループ」に改め、同部子育て支援担当の項中「母子保健・食育グループ」を「母子保健グループ」に改め、同表商工労働部の部中

産業政策課	企画管理グループ、機械・繊維・食品産業グループ、情報サービス産業グループ、競争力強化推進グループ、次世代産業創造グループ、国際展開グループ	を
-------	---	---

産業政策課	企画管理グループ、機械・繊維・食品産業グループ、情報サービス産業グループ、競争力強化推進グループ、次世代産業創造グループ、国際展開グループ	に改め、
産業立地課	企画助成グループ、企業誘致グループ、海上貨物グループ、クルーズグループ	

同部労働企画課の項中「雇用推進グループ」を削り、「職業能力開発グループ」の次に「社会人UIターン促進グループ、学生UIターン・定着促進グループ」を加え、同表観光戦略推進部の部中

観光振興課	管理グループ、企画グループ、観光企画開発グループ、情報発信グループ、観光まちづくりグループ	を
-------	---	---

観光企画課	管理グループ、企画推進グループ、魅力づくりグループ、魅力発信グループ	に改め、
誘客戦略課	企画推進グループ、東日本誘客推進グループ、西日本誘客推進グループ	
国際観光課	企画推進グループ、アジア誘客戦略グループ、欧米誘客戦略グループ	

同表農林水産部の部里山振興室の項中「里山振興グループ」の次に「交流推進グループ」を加え、同部森林管理課の項中「間伐推進グループ、県産材利用促進グループ」を「森林資源育成グループ、森林資源利活用グループ」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。